

○教育組織の設置等に係る学内審査の手続き等に関する要項

令和2年6月11日
学 長 決 定

(目的)

第1条 この要項は、大学教育の質保証の責任は大学自らにあるという理念の下、筑波大学における教育組織の設置等(第3条各号に掲げるものをいう。以下同じ。)に係る学内審査(以下「学内審査」という。)の手續等に関し必要な事項を定めることにより、本学における教育の内部質保証を推進し、もって本学学生の学修の充実に資することを目的とする。

(審査の目的)

第2条 学内審査は、教育組織の設置等について学内の意思決定を行うに当たり、当該設置等の構想の妥当性及び教育の質の保証に係る計画の適切性に関して審査を行い、もって本学の教育機能の向上に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要項において、「教育組織の設置等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 学群及び学類並びに学院、研究群及び専攻、並びに大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第42条の3の2に規定する学部等連係課程実施基本組織及び大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第30条の2に規定する研究科等連係課程実施基本組織(以下「基本組織等」という。)の設置及び改廃
- (2) 基本組織等の入学定員及び収容定員の変更
- (3) 学位に付記する専攻分野の名称の変更
- (4) 基本組織等に置く学位プログラム及びグローバル教育院に置く学位プログラムの開設及び改廃
- (5) 基本組織等に置く学位プログラム及びグローバル教育院に置く学位プログラムの募集人員の変更
- (6) その他教育を担当する副学長(以下「教育担当副学長」という。)が別に指定するもの

(学内審査の手續に係る通知)

第4条 教育担当副学長は、学内審査に係る申請及び審査の日程、必要書類、前条第6号に掲げる指定の対象その他学内審査の手續に必要な事項について、毎年度、学群長及び学院長並びにグローバル教育院長に通知するものとする。

(申請)

第5条 学群長及び学院長並びにグローバル教育院長は、教育組織の設置等を計画するときは、前条の通知に基づき、所定の期日までに教育担当副学長に申請するものとする。

(審査の付託)

第6条 教育担当副学長は、前条の申請を受理したときは、教学デザイン室及び教学マネジメント室に審査を付託するものとする。

2 教学デザイン室及び教学マネジメント室は、前項の付託を受けたときは、それぞれ次の各号

に掲げる観点から審査を行うものとする。

(1) 教学デザイン室 当該設置等の構想の妥当性の観点

(2) 教学マネジメント室 教育の質の保証に係る計画の適切性の観点

3 教学マネジメント室は、第3条第4号に掲げるものについて審査を行う場合その他教学マネジメント室長が必要と認める場合は、教学マネジメント室の室員以外の者の協力を得て審査会を編成し、審査を行うことができる。

(審査結果)

第7条 教育担当副学長は、教学デザイン室及び教学マネジメント室における審査結果を学長に報告の上、必要な事項を申請者に通知するものとする。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、学内審査に関し必要な事項は、教育担当副学長が別に定める。

附 記

この要項は、令和2年6月11日から実施する。